

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日（火）午後1時55分から午後2時40分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人（うち2人遅刻）

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	遅
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	遅	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和6年第13回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員2名の計10名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第21号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第21号についてご説明いたします。

整理番号は、44でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆で、地目は畑、面積は335㎡です。

本件は贈与による農地取得で、今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

両者の関係は兄弟で、弟である譲渡人が兄である譲受人に贈与することになったとのことです。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号44は許可と決定します。

続きまして、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第22号についてご説明いたします。

整理番号は、45でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用の申請でございます。

借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は355㎡です。

土砂の搬入を伴う一定規模以上の農地改良を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、一時転用許可の対象となります。

また、申請地は農業振興地域内の青地区域となっておりますが、「農地転用許可に係る審査基準」の規定により、一定の要件を満たす一時転用の場合は許可できるとされています。

今回、借受人が近隣で行っている下水道工事に併せて行う水道管の更新工事を行うにあたり、露天資材置場を目的に申請が行われました。

工事終了後には、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

近隣で行う水道管の更新工事に伴い一時的な資材置場として申請があったもので、工事終了後には、現状復旧するとのことで、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しています。

転用目的は一時的な露天資材置場であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことは

なく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は一時転用であるため、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は一時転用であり、集団農地の分断にはあたらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号45は許可と決定します。

続きまして、整理番号46について事務局より説明をお願いします。

事務局 　整理番号は、46でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用の申請でございます。

借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の青地区域にあり、2筆、地目は田、面積は合計で1,249㎡です。

土砂の搬入を伴う一定規模以上の農地改良を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、一時転用許可の対象となります。

また、申請地は農業振興地域内の青地区域となっていますが、「農地転用許可に係る審査基準」の規定により、一定の要件を満たす一時転用の場合は許可することができるとされています。

今回、借受人が、近隣で下水道工事を行うにあたり、露天資材置場を目的に申請が行われました。

工事終了後には、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

近隣で行う下水道工事に伴い一時的な資材置場として申請があったもので、工事終了後には、現状復旧するとのことで、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しています。

転用目的は、一時的な露天資材置場であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号46は許可と決定します。

続きまして、整理番号47について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、47でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び使用貸借に係る農地法第5条に基づ

く一時転用の申請でございます。

使用借人●●●●さん、使用貸人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は畑、面積は462㎡です。

土砂の搬入を伴う一定規模以上の農地改良を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、一時転用許可の対象となります。

整理番号46と同様、使用借人が、近隣で下水道工事を行うにあたり、露天資材置場を目的に申請が行われました。

工事終了後には、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、一部耕作している状況です。

近隣で行う下水道工事に伴い、一時的な資材置場として申請があったもので、工事終了後には現状復旧するとのことで、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しています。

転用目的は、一時的な露天資材置場であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号47は許可と決定します。

続きまして、整理番号48から53について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、48から53でございます。

本件は、農地の使用目的の変更並びに所有権移転及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人・借受人はすべて●●●●さんとなっておりますので、以後、省略し説明させていただきます。

整理番号48は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は619㎡です。

整理番号49は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は644㎡です。

整理番号50は、貸渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は337㎡です。

整理番号51は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は580㎡です。

整理番号52は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は260㎡です。

整理番号53は、譲渡人●●●●さん、●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は183㎡です。

今回、譲受人・借受人が露天資材置場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にコンクリートブロックを設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、自然透水及び既設水路に放流します。

生活排水については、露天資材置場であるためありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天資材置場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天資材置場であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 譲受人が不動産業なのに露天資材置場というのはなぜか。

事務局 譲受人が譲り受けた後に業者に貸すようになっており、申請書にその契約書の写しも添付されています。

● 番 境界にはブロックを設置するとの説明だが、図面はそうになっていない。ブロックを設置しないのであれば、境界から少し控えて法をつけないと水路へすぐ土砂が落ちてしまう。

事務局 申請書の被害防除計画には説明のように記載があります。確認します。

議長 確認する間にその他の質問を。

● 番 鉦さいスラグを路盤材に使うということだが、鉦さいスラグには有害物質を含んでいるものもあるので、確認した方がよい。

● 番 多分、六価クロムだと思うが、出る恐れがある。舗装をする場合はアスファルトで覆われるので大丈夫だが、路盤材で使われて舗装しない場合は、雨で流れ出る恐れがある。するなら、鉦さいでなく、再生の砕石ですれば問題ない。大丈夫かどうか確認してほしい。

事務局 開発の担当に確認します。

● 番 議案には露天資材置場とあるが、図面には駐車場と資材置場になっている。どちらが正しいのか。

事務局 システム上、両方を記載することができません。申請書に資材置場と書いてあるので、議案にはそのように記載しています。

● 番 議案に駐車場とか車両置場と書けないのか。

事務局 システム上、何か1つを選択すると、それ以外を選ぶことができません。ほとんどは資材置場で、搬出入用の車両置場を記載していると思います。

先ほどのブロック設置を確認したところ、横断図ではブロックが見えま

せんが、東北側の農地に面している所だけはブロックを設置して、水路に面している部分については図面どおりとのことです。

● 番
議 長 ブロックを設置しないのであれば、犬走を作って法をしてもらえれば土砂が直に水路に落ちる恐れがないので、そうしてもらいたい。

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号48から53は許可と決定します。

以上をもちまして、令和6年第13回総会を閉会いたします。